

(仮称)第3次小山市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に係る
簡易公募型プロポーザル実施要領

1. 実施目的

本市では、子ども・子育て分野の個別計画である第2次小山市子ども・子育て支援事業計画、第2次小山市子どもの貧困撲滅5か年計画に基づき、子ども・子育て支援施策及び子どもの貧困対策を推進しているところであるが、両計画期間が終期を迎えることから、新たに令和7年度から令和11年度を計画期間とする「(仮称)第3次小山市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。

次期計画では、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、「子ども・子育て支援事業計画」「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」「次世代育成支援行動計画」及び「母子保健計画」等を包含する一体的な計画として策定する。

また、次期計画を策定するにあたり、現行計画の現状分析・評価及び課題等を整理し、令和5年度に実施した子ども・若者アンケート調査結果及び資源量把握調査結果の他、子どもや若者に対して直接的な声を聴く機会を設けるなどの意見聴取を実施し、その結果を踏まえ計画策定を行うことから、専門的技術及び豊富な経験を有し、より効果的な策定が実施できる事業者を選定するため、簡易公募型プロポーザルを実施し事業者を募集及び選定するものです。

2. 業務概要

- (1) 業務委託名：(仮称)第3次小山市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託
- (2) 業務内容：別紙「(仮称)第3次小山市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案限度額：9,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 参加資格

- (1) 小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に登録していること。ただし、現在、入札参加有資格者名簿に登録をしていない場合には、令和6年3月8日(金)までに、小山市物品購入等入札参加有資格の随時登録申請を行うこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て中、又は破産手続中でないこと。
- (5) 参加表明書及び企画提案書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

- (6) 平成30年4月以降、本業務と同種または類似の業務を実施した実績を有していること。
 ※同種の業務とは、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画をいい、類似の業務とは、子ども・若者に関する福祉分野関連の計画策定支援業務をいう。ただし、実施した実績には、計画策定を行わずにアンケート調査等の業務の一部のみを履行した実績を含まない。
- (7) 小山市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 18 号)第6条、第 12 条及び第 13 条の規定に違反しない者であること。

4. 事業者選定スケジュール

内 容	日 程
実施要領等の公表	令和6年2月5日(月)
質問書の受付期間	令和6年2月5日(月)～2月13日(火) 午後5時
質問書の回答	令和6年2月19日(月)
参加表明書の提出期限	令和6年2月26日(月) 午後5時
企画提案書の提出期限	令和6年3月7日(木) 午後5時
プレゼンテーション審査	令和6年3月18日(月)
審査結果の通知	令和6年3月下旬

(1) 実施要領等の公表

- ① 公 表 日 令和6年2月5日(月)
- ② 公表場所 市ホームページ、市庁舎掲示板等に公表する。

(2) 質問書の受付期間

- ① 提出期間 令和6年2月5日(月)～2月13日(火)午後5時 必着
- ② 提出方法

質問書(様式第6号)に質問内容を記載の上、電子メールにて事務局あて提出すること。

電子メールを送信した後は必ず到着確認の電話連絡を事務局に行うこと。

電子メールアドレス：d-kosodateAcity.oyama.tochigi.jp

※A を@に置き換えてください。

電子メールの件名：【事業者名】第3次小山市子ども・子育て支援事業計画質問書

※なお、本プロポーザルに関する質問は企画提案書などの作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(3) 質問書の回答

- ① 回答期日 令和6年2月19日(月)予定
- ② 回答方法 質問者を伏せて市ホームページに公表する。この回答をもって、実施要領・仕様書の修正とみなす。

【小山市ホームページ】 <http://www.city.oyama.tochigi.jp>

(4) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和6年2月26日(月) 午後5時 必着
- ② 提出書類 下表のとおりとする

提出書類	様式	部数	備考
参加表明書	様式第1号	1部	
会社概要書	様式第2号	1部	
業務実績書	様式第3号	1部	

③ 提出方法

提出書類は電子メールにて事務局あて提出すること。

電子メールを送信した後は必ず到着確認の電話連絡を事務局に行うこと。

電子メールアドレス：d-kosodate@city.oyama.tochigi.jp

※A を@に置き換えてください。

電子メールの件名：【事業者名】第3次小山市子ども・子育て支援事業計画参加申込

(5) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和6年3月7日(木)午後5時 必着
- ② 提出場所 子育て家庭支援課(市庁舎3階)
- ③ 提出書類 下表のとおりとする

提出書類	様式	部数	備考
業務実施体制	様式第4号	正本1部	
見積書	任意様式	副本10部	
見積内訳書	任意様式		
企画提案書表紙	様式第5号	正本1部	プレゼンテーション資料 参照) ④企画提案書の記載事項について
企画提案書	任意様式	副本10部	

④ 企画提案書の記載事項について

別紙仕様書をもとに、下記(1)～(5)の項目順に業務の進め方、手法等の技術的な提案について、企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。

- (1) 業務のスケジュール、実施フロー
- (2) 計画全般のイメージや骨子案の提示
- (3) こどもの意見反映に関するイベント等の企画・運営・実施の提案
- (4) 計画素案等の作成における、わかりやすさ、読みやすさの工夫
- (5) 事業者独自の専門的知見、スキルを活かした提案(自由提案)

⑤ 企画提案書の作成方法について

- (1) 企画提案書は、「④企画提案書の記載事項について」を参照して作成すること。
- (2) 企画提案書の様式は縦置き横書きで、基本的に A4 判両面印刷で左綴じとする。ただし、表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等、資料の作成上 A3 判を利用した方が分かりやすい場合は、A3 判の利用も可とする。
- (3) 企画提案書はページ番号を付番すること。
- (4) 文字のポイントは、原則 11 ポイント以上とすること。
- (5) 副本については、全ての書類において事業者を特定できる情報(社名、ロゴ、住所等)を削除して提出すること。

⑥ 提出方法

- (1) 提出期間内に、郵送又は持参とする。
- (2) 郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着により提出すること。

⑦ 提出先 〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号
小山市役所 保健福祉部 子育て家庭支援課 子育て政策係

⑧ 参加辞退 参加表明書提出後に参加辞退する場合は、参加辞退届(任意様式)を提出すること。

5. 選定

(1) 審査

本審査は、(仮称)第3次小山市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に係る事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

審査委員会は、企画提案者による提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 審査委員会の実施について

- ① 実施日 令和6年3月18日(月)
- ② 会場 小山市役所本庁舎7階 委員会室
- ③ 時間 個別に連絡する
- ④ 説明者 3名以内とする
- ⑤ 機材 プロジェクターとスクリーンは、当市が準備する。
その他の必要機材は説明者が準備し、事前にその旨を申し出ること。
- ⑥ 実施内容 提案プレゼンテーション及びヒアリング
企画提案書に基づき 40 分程度(予定)
(提案の説明 20 分及び審査委員との質疑応答 20 分)

- ⑦ 注意事項 参加者が1者の場合であっても、提案プレゼンテーションを実施する。
 参加者が1者の場合であっても、審査委員会が規定する選定基準に満たない場合は、選定しない。
 提案プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査方法について

企画提案書及び提案プレゼンテーションの内容について、下記の「(4)評価基準」に基づき審査し、本委託事業の受託者として適すると認められた者を受託候補者として選定する。

なお、受託候補者以外の者についても得点数の高い者から順位を付する。

※提案事業者が多数の場合は、子育て家庭支援課にて予備審査(書類審査)を行い、プレゼンテーション審査を行う事業者を上位数社程度に絞り込むことがある。その結果については、提案事業者全員へ個別に通知する。また、併せて、プレゼンテーション審査対象者へプレゼンテーション審査に関する詳細を通知する。

(4) 評価基準

	評価項目	評価内容	配点
事前 審査 項目	業務実績	過去5年以内に国又は地方公共団体が発注した事業者の同種業務等の実績がある場合は加点する。	5
	業務実施体制	主担当者、専任担当者の技術・専門的知識・業務経験は十分か。	5
	見積金額	見積金額が適正なものとなっているか。	5
企画提案 内容	(1) 業務スケジュール、実施フロー	<ul style="list-style-type: none"> ・市と受託者双方の業務負担、役割分担、市議会や子ども・子育て会議、関係機関との調整期間が考慮されているか。 ・会議資料及び会議録の作成、パブリックコメントへの対応策への助言等を円滑にサポートできるか。 	10
	(2) 計画全般のイメージや骨子案の提示	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の現状や実施要領、仕様書等の記載事項を理解し、計画策定の全体像が市の目的と合致しているか。 ・基本理念・基本目標・施策の体系、基本・重点施策等の設定手法及びプロセスは適切か。 	20

	(3) こどもの意見反映に関するイベント等の企画・運営・実施の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・こども基本法の基本理念を踏まえた提案となっているか。 ・意見聴取のテーマ及び設定趣旨・背景は適切か。 ・意見聴取の対象や手法(インタビュー、ワークショップ、コンテスト、SNS等の活用など)は適切か。 ・こどもの意見を引き出すための工夫がなされているか。 ・一定期間持続、定期的に参加できる内容となっているか。 ・聴取した意見の整理・分析・利活用方法は適切か。 ・計画への反映、こどもへのフィードバック策が示されているか。 	25
	(4) 計画素案等の作成における、わかりやすさ、読みやすさの工夫	手に取りやすく分かりやすいデザイン、子どもにもわかりやすい、読みやすい工夫が提案されているか。	10
	(5) 事業者独自の専門的知見、スキルを活かした提案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者独自の専門性を活かした当市のこども・若者施策の推進に有効な計画書の企画・構成の提案、項目、体系、見込まれる成果等可能な限り定量的な提案がされているか。 ・仕様書に定めるもの以外に有効な提案等があるか。 	20
合 計			100

(5) 提案の無効

参加者が次の各号のいずれかに該当した場合は、審査委員会において審査のうえ、当該参加者が行った提案を無効とする。

- ① 提出書類について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。なお、提出書類に虚偽の内容を記載した者に対し、一般競争入札参加停止及び指名停止等の措置を行うことがある。
- ③ 「3 参加資格」に掲げる参加資格を満たさなくなったとき。
- ④ 見積金額が委託上限額を超えたとき。
- ⑤ この要領に定められた方法以外の方法により、審査委員会の委員その他本市の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的または間接的に求めたとき。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、提案事業者に通知するとともに、市ホームページに掲載する。
 なお、審査の経緯及び審査内容に関しての問合せには応じない。

6. 契約

選定した事業者と企画提案書の内容を基に仕様書等の協議を行い、新たに見積書を受領し随意契約の手続きにより契約を締結する。ただし、協議が整わない場合や契約までに失格事項が判明した場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。

7. その他

(1) 企画提案にあたり、市ホームページに掲載されている下記資料を参考とすること。

(下記 URL 参照)

【小山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書(平成31年3月)】

<https://www.city.oyama.tochigi.jp/shisei/gyouzaisei/siseijohonokohyo/page004227.html>

【小山市子どもの生活実態調査(平成31年3月)】

<https://www.city.oyama.tochigi.jp/kosodate-kyouiku/mokuteki/kenkou-soudan/page004235.html>

【第2次 小山市子ども子育て支援事業計画(2020~2024)】

<https://www.city.oyama.tochigi.jp/shisei/torikumi/seisaku/page004031.html>

【第2次 小山市子どもの貧困撲滅5か年計画(2020~2024)】

<https://www.city.oyama.tochigi.jp/shisei/torikumi/seisaku/page004230.html>

【第3期 小山市児童虐待・DV対策基本計画(2020~2024)】

<https://www.city.oyama.tochigi.jp/shisei/torikumi/seisaku/page004225.html>

【第2次 健康都市おやまプラン 21】

<https://www.city.oyama.tochigi.jp/kenkou-fukushi-kaigo/kenkou/zoushin/kenkoujigyou/page001336.html>

【小山市子ども・若者調査】

<https://www.city.oyama.tochigi.jp/kosodate-kyouiku/news/page004818.html>

(2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 募集要項、仕様書及び各様式については、小山市のホームページ上にて公開された様式をダウンロードすることとし、市役所窓口での配布は行わない。

(4) 提出書類提出後の企画提案書等の再提出又は差替えは認めない。ただし、本市が提出書類の差替えや変更、または取り消しを必要とした場合にはこの限りではない。

(5) 企画提案書の著作権は企画提案者に帰属する。

(6) 提出書類は返却しない。

(7) 提出書類は参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから原則として非公開として取り扱うが、小山市情報公開条例(昭和62年条例第1号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

(8) 審査内容及び選定結果に対する異議申し立てはできないものとする。

- (9) 本プロポーザルは、令和6年2月小山市議会定例会における予算議案の成立を前提とした契約の準備行為として実施するものである。議案の成立がなされなかった場合、本プロポーザルは無効となる。その際の参加者が本件に関して支出した経費は 参加者の負担とする。

8. 問い合わせ先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市役所 保健福祉部 子育て家庭支援課 子育て政策係 担当:橋本・大澤

TEL:0285-22-9604 / FAX:0285-22-9670

E-mail:d-kosodate@city.oyama.tochigi.jp ※A を@に置き換えてください。